

吸収合併に関する事前備置書類（変更）

2026 年 5 月 21 日

株式会社ミライト・ワン・システムズ

2026 年 5 月 21 日
東京都港区東新橋二丁目 3 番 3 号
株式会社ミライト・ワン・システムズ
代表取締役社長 田村 亮彦

吸収合併に関する事前備置書類（変更）

当社は、2026 年 5 月 12 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式会社ミライト・ワン（以下「MOC」といいます）を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことといたしました。

本合併に関し、当社は、2026 年 5 月 20 日付で会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき「吸収合併に関する事前備置書類」を備え置きしておりますが、MOCにおいて、2026 年 5 月 21 日開催の取締役会で 2026 年 3 月期に係る計算書類等の内容が決議されたことに伴い、会社法施行規則第 182 条 1 項 6 号に基づき、別紙 2「吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等」を変更いたします。

以上

別紙 2

最終事業年度の計算書類等

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	134,121
現金預金	13,598
受取手形	247
完成工事未収入金	82,556
未成工事支出金等	11,093
短期貸付金	19,674
未収入金	6,456
その他	4,206
貸倒引当金	△3,713
固定資産	271,442
有形固定資産	56,727
建物及び構築物	55,904
機械・運搬具及び工具器具備品	9,321
土地	21,691
リース資産	1,420
建設仮勘定	495
減価償却累計額	△32,107
無形固定資産	7,160
ソフトウェア	4,740
ソフトウェア仮勘定	1,531
その他	888
投資その他の資産	207,554
投資有価証券	8,663
関係会社株式	193,418
破産更生債権等	1,397
長期前払費用	499
前払年金費用	1,917
繰延税金資産	1,464
敷金及び保証金	1,343
その他	347
貸倒引当金	△1,498
資産合計	405,564

科目	金額
負債の部	
流動負債	157,433
工事未払金	32,662
短期借入金	49,500
リース債務	286
未払金	2,027
未払費用	1,786
未払法人税等	1,759
未払消費税等	1,190
未成工事受入金	2,968
預り金	59,140
工事損失引当金	1,282
賞与引当金	4,024
完成工事補償引当金	13
その他	791
固定負債	77,822
社債	30,000
長期借入金	40,000
株式報酬引当金	383
退職給付引当金	5,941
その他	1,498
負債合計	235,256
純資産の部	
株主資本	166,446
資本金	7,000
資本剰余金	69,271
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	67,271
利益剰余金	95,964
その他利益剰余金	95,964
固定資産圧縮積立金	27
繰越利益剰余金	95,937
自己株式	△5,790
評価・換算差額等	3,861
その他有価証券評価差額金	3,861
純資産合計	170,307
負債・純資産合計	405,564

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	231,602	231,602
売上原価		
完成工事原価	205,459	205,459
売上総利益		
完成工事総利益		26,143
販売費及び一般管理費		20,813
営業利益		5,330
営業外収益		
受取利息	441	
受取配当金	9,905	
為替差益	1,630	
その他	161	12,138
営業外費用		
支払利息	1,075	
貸倒引当金繰入額	1,972	
その他	21	3,069
経常利益		14,400
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	334	338
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	28	
関係会社清算損	23	
訴訟関連損失	36	
その他	9	125
税引前当期純利益		14,612
法人税、住民税及び事業税	2,752	
法人税等調整額	△528	2,224
当期純利益		12,388

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ミライト・ワン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井指 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ワンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ミライト・ワン 監査等委員会

常勤監査等委員	瀬尾 真二
監査等委員	早川 治
監査等委員	水谷 翠

(注) 監査等委員早川治及び水谷翠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
					固定資産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	7,000	2,000	67,271	69,271	20	90,730	90,751
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△7,174	△7,174
当 期 純 利 益						12,388	12,388
固定資産圧縮積立金の積立					17	△17	－
固定資産圧縮積立金の取崩					△10	10	－
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計			0	0	7	5,206	5,213
当 事 業 年 度 末 残 高	7,000	2,000	67,271	69,271	27	95,937	95,964

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△2,934	164,087	1,866	1,866	165,954
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△7,174			△7,174
当 期 純 利 益		12,388			12,388
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自 己 株 式 の 取 得	△3,002	△3,002			△3,002
自 己 株 式 の 処 分	146	147			147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,994	1,994	1,994
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△2,855	2,358	1,994	1,994	4,353
当 事 業 年 度 末 残 高	△5,790	166,446	3,861	3,861	170,307

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

商 品……移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにデータセンター事業に供する資産及び太陽光発電設備については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 5～65年

その他 2～50年

2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額及び特定の工事については補修費用の個別見積額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式給付信託による株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①請負工事

請負工事は電気通信工事（通信インフラ事業）等であり、請負工事契約を締結しております。

請負工事に係る収益については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負工事に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額に大幅な減額が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

②物品販売

物品販売は主に情報通信機器等の販売（ICTソリューション事業）であり、商品の引渡により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③受託業務

受託業務は主に電気通信設備の保守点検（通信インフラ事業）であり、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時に一時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり認識される完成工事高

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
完成工事高 48,188百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1. 一定の期間にわたり認識される売上高」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

2. 工事損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
工事損失引当金 1,282百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 2. 工事損失引当金」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託)

「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載していますので、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 (注) 4,321百万円

(注) 持分法適用関連会社の金融機関借入に対して、同社株式を担保に供しております。当該借入金残高は4,122百万円であります。

2. 偶発債務

債務保証

次の通り債務保証を行っております。

従業員 住宅ローン 29百万円

Lantrovision (S) Ltd デリバティブ取引 (注) 21百万シンガポールドル

(注) 連結子会社への貸付金の元本の回収及び金利の受取における為替並びに金利の変動リスクを回避する目的のものであり、金額は想定元本であります。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 22,942百万円

短期金銭債務 77,337百万円

4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権 63,287百万円

契約資産 19,517百万円

5. 工事損失引当金に係る未成工事支出金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金額 50百万円

(損益計算書に関する注記)

1.完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額	599百万円
2.研究開発費の総額	169百万円
3.関係会社との取引高	
売上高	1,121百万円
売上原価	107,419百万円
販売費及び一般管理費	1,500百万円
営業取引以外の取引高	10,270百万円

4.関係会社清算損には貸倒引当金繰入額23百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,614	1,140	95	2,659

(注) 1. 自己株式数には、「株式給付信託」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度期首539千株・当事業年度末443千株)が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加1,140千株は以下によるものであります。

市場買付による自己株式取得	1,139千株
単元未満株式の買取り請求による増加	0千株

3. 自己株式の株式数の減少95千株は以下によるものであります。

退職役員に対する株式給付による減少	95千株
単元未満株式の買増し請求による減少	0千株

(税効果会計に関する注記)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

[illegible]

2.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ソルコム	直接100.0	資金の貸借	資金の預り	7,052	預り金	6,557
子会社	西武建設(株)	直接 95.0	資金の貸借	資金の預り	12,330	預り金	4,389
子会社	国際航業(株)	直接100.0	資金の貸借	短期資金の貸付	5,078	短期貸付金	8,342
子会社	大明通産	直接100.0	資金の貸借	資金の預り	3,556	預り金	4,778
子会社	(株)ミライト・ワ ン・ネクスト	直接100.0	資金の貸借 情報通信エンジ ニアリングの発 注	資金の預り 情報通信エンジ ニアリングの発 注	12,085 42,899	預り金 工事未払金	13,391 5,179
子会社	MIRAIT Technologies Australia Pty.Limited	直接 58.6	資金の貸借	短期資金の貸付	8,764	短期貸付金	9,220

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸借の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
情報通信エンジニアリングの発注については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の貸借はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額については期中平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,920円78銭
- 1株当たり当期純利益 139円27銭
- 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度475千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度2,659千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引等)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）（共通支配下の取引等）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

(自己株式の取得)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）（自己株式の取得）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。